## 山田直夫

## 、はじめに

討することである。
三年度税制改正における配当課税改革の影響を検当課税の「実効税率」を計測し、そこから二○○当課税の「実効税率」を計測し、そこから二○○

している場合もある。そのため名目税率を単純比に一種類の金融所得に対し複数の課税方法が並存よって課税方法や適用税率が異なっており、さらわが国の金融所得課税制度は金融所得の種類に

れを所得のシェアによって平均したもの)を把握が適用される所得ごとにその限界税率を求め、そるには各金融所得の「実効税率」(異なった税制 70で論じることはできない。この問題について論じ |較するだけでは金融所得間の税負担の差異につい

根・竹下両政権時の税制改革の家計貯蓄への影響国の利子・配当課税の実効税率を計測し、中曽九九五)は一九八〇年から一九九二年までのわが

ている。詳細については後述するが、岩本他(一

配当に対する実効税率を計測した研究が蓄積されし、比較する必要がある。わが国では既に利子と

子 みで納税が完了する仕組み(申告不要制度)が導出 は 一九九五)とほぼ同じ計測手法によって一九九 一九九五)とほぼ同じ計測手法によって一九九 一九九五)とほぼ同じ計測手法によって一九九 一九九五)とほぼ同じ計測手法によって一九九 「一九九五」とほぼ同じ計測手法によって一九九 「一九九五」とほぼ同じ計測手法によって一九九 を検証している。また日本総合研究所は岩本他を検証している。また日本総合研究所は岩本他

手法を参考にしながら二〇〇一年から二〇〇五年れる。しかし配当所得に関しては源泉徴収税率がれる。しかし配当所得に関しては源泉徴収税率がになってしまった。そこで本稿では配当所得の源になってしまった。そこで本稿では配当所得の源になってしまった。そこで本稿では配当所得の源になってしまった。そこで本稿では配当所得の源になってしまった。そこで本稿では配当所得の源になってしまった。そこで本稿では配当所得の源になってしまった。

下していることが伺えた。ると、税制改正により配当に対する実効税率が低な影響を与えたのかを検討した。結論を先取りす課税改革が特に配当に対する実効税率にどのよう

た。そして、二〇〇三年度税制改正における配当までの利子・配当課税の実効税率を明らかにし

子・配当課税の実効税率に関する先行研究の概要本稿の構成は以下のとおりである。二節では利

に示している。)

改正ではこの優遇税率の適用期限が一年延長され用されることとなった。そして二○○七年度税制

配当課税の変遷については図表5

明確化するため、一〇%の優遇税率が時限的に適入された。また「貯蓄から投資へ」の対応を一層

利子と配当に対する実効税率の計測を行う。 の六節では計測結果について検討を加える。 の動きを簡単に説明する。四、五節ではそれぞれ 最後

をまとめる。三節では利子・配当課税制度の近年

## 二、先行研究

本総合研究所による計測がある。 率に関する研究としては岩本他(一九九五)と日 前節で述べたように、利子・配当課税の実効税

岩本他(一九九五)は一九八八年の利子課税改

革に注目し、この税制改革期に利子・配当課税の の計測結果については図表1、2に示されてい を与えたのかについても検証している。 実効税率 実効税率がどのように変化したかを見ている。そ して世帯の貯蓄・資産選択行動にどのような影響

る。岩本他(一九九五)の主な結果をまとめると

効税率についてであるが、一九八八年の改革によ 以下の三点になる。まず一点目は利子に対する実

は四〜七%台であった。しかし改革後は、少額貯 適用を受けていたため、利子所得全体の実効税率 前は八○%弱の利子所得が少額貯蓄非課税制度の り大きく変化したことが明らかになった。改革以

率についてである。分析期間中の所得税率の引下 税となる利子所得のシェアが二〇%弱にまで低下 は大きく上昇した。 二点目は配当に対する実効税 した。そうしたことから利子所得全体の実効税率

蓄非課税制度が原則廃止されたこともあり、非課

る高齢者世帯は、実効税率の変化の影響を受けた てである。改革後も非課税制度の恩恵を受けられ 税率の変化が個人の貯蓄行動に与える影響につい から若干低下したことが示された。三点目は実効 げにより、配当所得全体の実効税率が三○%程度

その他の世帯と比較して、利子所得を産む資産を

(出所) 岩本他 (1995) 37頁

14.91	3.72	11.19	0	0	0	19.85	16.58	4.09	12.49	22.89	19.39	4.85	14.54	57.22	39.65	12.30	27.35	0.04	92
15.59	3.89	11.70	0	0	0	18.15	17.10	4.23	12.87	14.14	19.44	4.86	14.58	67.67	42.10	12.54	29.56	0.04	91
14.86	3.71	11.15	0	0	0	21.57	16.38	4.04	12.34	14.88	19.53	4.88	14.65	63.51	42.06	12.70	29.36	0.04	90
12.45	3.10	9.35	0	0	0	33.23	16.19	3.99	12.20	20.42	19.71	4.93	14.79	46.30	44.70	13.47	31.23	0.05	89
8.17	1.76	6.41	0	0	0	56.23	11.45	2.82	8.63	14.39	22.14	4.58	17.57	29.25	40.25	12.77	27.48	0.12	88
10.13	2.52	7.60	0	0	0	49.25	16.23	4.00	12.23	18.87	22.10	5.52	16.57	31.76	40.25	12.77	27.48	0.12	88 (4~12月)
4.79	0.02	4.77	0	0	0	78.71	0	0	0	0	22.36	0	22.36	21.17	40.25	12.77	27.48	0.13	88 (1~3月)
5.01	0.03	4.98	0	0	0	77.95	0	0	0	0	22.49	0	22.49	21.81	42.59	13.29	29.31	0.24	87
5.82	0.03	5.79	0	0	0	73.30	0	0	0	0	21.60	0	21.60	26.45	43.18	12.97	30.21	0.25	86
5.28	0.03	5.25	0	0	0	78.07	0	0	0	0	23.87	0	23.87	21.67	42.16	12.86	29.30	0.26	85
4.71	0.04	4.67	0	0	0	81.80	0	0	0	0	25.63	0	25.63	17.90	41.36	12.83	28.53	0.30	84
5.89	0.04	5.85	0	0	0	76.01	0	0	0	0	24.32	0	24.32	23.67	40.97	12.66	28.31	0.33	83
6.08	0.04	6.04	0	0	0	75.66	0	0	0	0	24.74	0	24.74	24.01	42.24	12.95	29.28	0.33	82
6.89	0.03	6.85	0	0	0	70.36	0	0	0	0	23.07	0	23.07	29.38	41.94	12.77	29.17	0.26	81
7.13	0.03	7.10	0	0	0	69.08	0	0	0	0	22.90	0	22.90	30.66	41.91	12.64	29.27	0.26	80
章	地方税	国税	計	地方税	国税	D1147 # 7	合計	地方税	国税	別様くエノ	計	地方税	国税	別様ノエノ		地方税	国税	71147±7	†
掛	効 税	羊	举	効 税	実	は温い。マ	率	効 税	実	計治 こと	率	効 税	実	が マーク	率	効 税	実	片台シェク	Ĥ
	=====		215	税	黑	#	₩	严	便	典	焙	無減	4	源泉	挖	鰥	□⊳	郡	
単位・%)	(単位																		

岩本他(1995)による利子課税の実効税率

— 73 —

### 証券レビュー 第47巻第7号

図表 2 岩本他(1995)による配当課税の実効税率

					7		1 <del>1</del> 7				79·6 是山界55·50 米 85·50·1	Į.	2	K K	+						(単位	単位・%)
	郡		鰥	烷	瀬	泉分	難選	<b></b>	焙	Ħ	券投	資信	#		源泉	分	離課	热			4	
Ĥ	H 治 1	乗	効 4	税率			実 効	为 税	掛	H H H	乗	烾	税率		1	実	烾	塘	掛	実 効	力税	掛
ŧ	別様ンエン	国税	地方税		. 別待シェン		国税	地方税	<u>=</u>	別様ンエノ	国税	地方税	<b>競</b> 合計		別様ンエン	国税	地方税		合計	国税	地方税	
80	30.92	39.66	13.10	0 52.76	6 1.54	54 34	34.84	13.10	47.95	3.51	1 34.28		0 34.28		64.03	20.00		0 20.00		26.81	4.25	31.06
81	35.02	40.67	13.20	0 53.87	7 1.71	71 34	34.86	13.20	48.06	5.08	34.60		0 34.60		58.20	20.00		0 20.00		28.23	4.85	33.08
82	29.48	41.60	13.31	1 54.91	1 1.48		35.00	13.31	48.31	2.74	4 35.00		0 35.00		66.31	20.00		0 20.00		27.00	4.12	31.12
83	28.42	40.88	13.22	2 54.10	0 1.69		35.00	13.22	48.22	3.50	35.00		0 35.00		66.39	20.00		0 20.00		26.71	3.98	30.69
84	25.30	41.14	13.44	4 54.58	8 2.02		34.98	13.44	48.42	2.98	35.00		0 35.00		69.71	20.00		0 20.00	.00 26	6.10	3.67	29.77
85	25.80	42.56	13.49	9 56.05	2	.05 35	35.00	13.49	48.49	2.80	35.00		0 35.00		69.36	20.00	0	0 20.00	.00 26	5.55	3.76	30.30
86	23.41	42.85	13.53	3 56.38	8 1.59		35.00	13.53	48.53	2.90	35.00		0 35.00		72.09	20.00	0	0 20.00		26.02	3.38	29.41
87	20.20	38.18	13.62	2 51.81	1 1.46		35.00	13.62	48.63	3.13	35.00		0 35.00		75.21	20.00		0 20.00		24.36	2.95	27.31
88 (1~3月)	28.21	34.84	34.84 12.81	1 47.65	2	.31 35	35.00	12.81	47.81	13.48	35.00		0 35.00		56.00	20.00		0 20.00	.00 26	5.55	3.91	30.46
88 (4~12月)	28.21	34.84	12.81	1 47.65	2	.31 35	35.00	12.81	47.81	13.48	3 15.00	5.00	0 20.00		56.00	20.00		0 20.00	.00 23	.86	4.58	28.44
88	28.21	34.84	12.81	1 47.65	2	.31 35	35.00	12.81	47.81	13.48	3 20.00	3.75	5 23.75		56.00	20.00	0	0 20.00		24.53	4.42	28.95
89	17.57	35.25	12.86	6 48.11	1 1.91		34.99	12.86	47.85	20.04	15.13	3 5.04	4 20.17		60.48	20.00	0	0 20.00		21.99	3.52	25.51
90	17.30	34.89	12.70	0 47.59	9 1.39		35.00	12.70	47.70	19.59	) 15.33	3 5.11	1 20.44		61.72	20.00		0 20.00		21.87	3.37	25.24
91	21.09	35.70	12.77	7 48.47	_	.90 35	35.00	12.77	47.77	9.35	5 15.35	5 5.12	2 20.46		67.66	20.00		0 20.00	.00 23	.16	3.41	26.58
92	23.18	36.02	12.84	4 48.86	_	.90 35	35.00	12.84	47.84	6.88	8 15.20	) 5.07	7 20.26	26	68.05	20.00		0 20.00	.00 23	.67	3.57	27.23
(出所) 岩>	岩本他(1995)	5) 40頁	型																			

— 74 —

### 利子所得の実効税率

## 湯元編著(2003)による利子・配当課税の実効税率

10.29%	13.95%	3.49%	10.46%	0.00%	0.00%	0.00%	30.13% 0.00% 0.00% 0.00% 10.46% 3.49% 13.95%	19.96%	4.99%	69.83% 14.97% 4.99% 19.96%	69.83%	34.75%	0.04% 24.00% 10.74% 34.75%	24.00%	0.04%	2000	<b>←</b>
11.39%	14.60%	3.65%	10.94%	0.00%	26.91% 0.00% 0.00% 0.00% 10.94%	0.00%	26.91%	19.94%	4.99%	72.95% 14.96%	72.95%	37.89%	0.13% 25.55% 12.34% 37.89%	25.55%	0.13%	98	<b>←</b>
11.96%	14.05%	3.52%	10.54%	0.00%	28.67% 0.00% 0.00% 0.00% 10.54%	0.00%	28.67%	4.92% 19.67%		71.19% 14.75%	71.19%	11.86% 37.82%	11.86%	0.14% 25.96% 1	0.14%	97	日本総研推計
12.32%	14.91%	3.72%	11.19%	0.00%	0.00% 0.00%	0.00%	19.85%	4.85% 19.39%		14.54%		39.65%	0.04% 27.35% 12.30% 39.65%	27.35%	0.04%	92	<b>←</b>
13.06%	12.45%	3.10%	9.35%	0.00%	0.00% 0.00%	0.00%	33.23%	4.93% 19.71%		14.79%		44.70%	0.05% 31.23% 13.47% 44.70%	31.23%	0.05%	89	<b>~</b>
22.30%	5.01%	0.03%	4.98%	0.00%	0.00%	0.00%	77.95% 0.00% 0.00% 0.00%	22.49%	0.00%	22.49%	21.81% 22.49% 0.00% 22.49%	0.24% 29.31% 13.29% 42.59%	13.29%	29.31%		87	岩本他(1995)推計
9.00	合計(A)	地方税	国税		地方税	国税			地方税	国税		合計	地方税	国税			
格尭(ポイント) (R)-(A)			実効税率			実効税率	所得シェア			実効税率	所得シェア			実効税率	所得シェア		
			<del></del>			果税分	マル優非課税分			果税	源泉分離課税				総合課税	角	

### 株式配当所得の実効税率

	年	総合課税				源泉分離這	離選択課税			源泉分離課税	果税			計		
		所得シェア	実効税率			所得シェア	実効税率			所得シェア	実効税率			実効税率		
			国税	地方税	合計		国党	地方税	得导		囲	地方税	合計	国	地方税	合計(B)
岩本他推計(1995)	87	20.20%	38.18%	13.62% 51.81%	51.81%	1.46%	1.46% 35.00%	13.62%	48.63%	75.21%	75.21% 20.00%	0.00%	20.00%	24.36%	2.95%	27.31%
<b>+</b>	89	17.57%	35.25%	12.86%	48.11%	1.91%	34.99%	12.86%	47.85%	60.48%	60.48% 20.00%	0.00%	20.00%	21.99%	3.52%	25.51%
<b>+</b>	92	23.18%	36.02%	12.84%	48.86%	1.90%	35.00%	12.84% 47.84%	47.84%	68.05%	68.05% 20.00%	0.00%	20.00%	23.67%	3.57%	27.23%
日本総研推計	97	19.09%	35.24%	12.88%	48.12%	2.32%	35.00%	12.88% 47.88%	47.88%	78.59%	78.59% 20.00%	0.00%	20.00%	23.26%	2.76%	26.02%
<b>↓</b>	98	18.31%	35.44%	13.01%	48.44%	2.79%	35.00%	13.01%	48.01%	78.91%	78.91% 20.00%	0.00%	20.00% 23.24%	23.24%	2.74%	25.99%
<b>\</b>	2000	17.45%	28.30%		1.09% 39.39%	3.28%	35.00%	11.09%	1.09% 46.09%	79.28%	79.28% 20.00% 0.00% 20.00% 21.94%	0.00%	20.00%	21.94%	2.30%	24.24%

<sup>(</sup>資数) 岩本他(1995)、日本総合研究所推計

- (注) 1
- 原則として、岩本他(1995)の手法に従い推計。 ただし、岩本他(1995)と当社の推計手法は、郵便貯金分、投資信託分、諸控除の扱い等が一部異なるため、両者の厳密な比較には適さない。 当社推計値は、所得税の定率減税分および総合課税の少額配当による住民税非課税分を考慮していない。
- 湯元編著 (2003) 66-67頁 99年の推計値は、異常値と思われるため削除した。

(出居)

目的として、利子所得と株式配当所得の実効税率

(二〇〇三) では預貯金と株式の税負担の比較を

(二〇〇三) に基づいて見ていきたい。 湯元編著

続いて日本総合研究所による計測を湯元編著

まっていることがわかる。 お本稿の目的意識から重要なのは利子課税と配当

相対的に増加させていることを指摘している。な

かったが、改革後はその差が一〇%台前半に縮 課税の実効税率の比較であるが、図表1、2を比 較すれば改革前は配当所得の方が二○%以上高

ずしも正しくないとしている。

ネーがリスク資産に向かわない」という通説が必

が一貫して税制上優遇されてきたから、

個人マ

うしたことから湯元編著(二〇〇三)は「預貯金

## 三、利子・配当課税制度

る。<br />
さらに二○○七年からの変更についても触れ する。したがって、一部言及していない制度もあ の変遷を振り返りながら、その概要について紹介

## 本節では分析対象期間中の利子・配当課税制度

(1) 利子課税

ていない。

子所得の実効税率は一三・九五%、株式配当所得 るとおりである。それによれば二○○○年度の利 を計測している。計測結果は図表3に示されてい

の実効税率は二四・二四%で株式配当所得の方が

をまとめたのが図表4である。 源泉分離課税、非課税の三種類があり、その概要

利子所得に対する課税方法としては総合課税

利子所得より重課されている。ただし、岩本他 この格差が次第に縮小していることがわかる。そ (一九九五) の結果も合わせて時系列で見ると、

### 図表 4 利子課税の概要

区分	概 要
<ul><li>・国際復興開発銀行債(世銀債)、 米州開発銀行債(米州開銀債)、 アジア開発銀行債(アジ銀債)、 などの円建て外債からの利子</li><li>・国外に所在する金融機関等に預けた預貯金等の利子</li></ul>	総合課税
<ul><li>預貯金や公社債の利子</li><li>合同運用信託、公社債投資信託 及び公募公社債等運用投資信託 の収益の分配に係る所得</li></ul>	源 泉 分 離 課 税 税率20%(所得税15%、住民税 5 %)
非課税制度	<ul> <li>・老人等の非課税貯蓄制度         <ul> <li>(2005年末までに段階的に廃止され、障害者等の非課税貯蓄制度に改組)</li> <li>・勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度</li> <li>・勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度</li> </ul> </li> </ul>

る。利子所得に対する非課税制度として老人等の、別子所得に対する非課税制度として老人等の、別国債のうち一定のもの及び割引金融債)の償特定の割引債(中期割引国債や政府短期証券など、「所得税一五%、住民税五%)である。また託の収益の分配に係る所得がある。適用税率は二託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託、公社債費投資信託及び公募公社債の利子並びに合同運用信

金等の利子がある。

方、源泉分離課税が適用される利子所得とし

制度は、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税

度に改められた。この障害者等の少額貯蓄非課税

制度、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税

少額貯蓄非課税制度が設けられていた。これは、 等の少額公債の利子の非課税制度のことで、それ 等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人

正により二〇〇五年末までに段階的に廃止され、 ぞれについて元本三五○万円までの利子が非課税 二〇〇六年一月から障害者等の少額貯蓄非課税制 の対象であった。この制度は二〇〇二年度税制改

制度、 万円までの利子が非課税である ことを指し、やはりそれぞれについて元本三五〇 障害者等の少額公債の利子の非課税制度の

住宅貯蓄と勤労者財産形成年金貯蓄の二つの非課 その他の非課税制度としては、勤労者財産形成

税制度がある。これらの制度は共に五五歳未満の

遷を示したのが図表5である。

る。そして両方を合わせて元本五五○万円までの 財産形成、特に老後の生活安定を目的としてい 得の促進を図ることを目的とし、後者は計画的な 勤労者を対象としている。前者は勤労者の持家取

生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、 財形年金貯蓄非課税制度については、郵便貯金 損害保

険の保険料は三八五万円までとされている。(残

利子等について非課税とする制度である。ただし

の枠として利用できる。) りの一六五万円については財形住宅貯蓄の非課税

(2) 配当課税

配当所得に対する課税は、前述したように二〇

た軽減税率の適用期間が一年延長された。その変 二〇〇七年度税制改正により、時限的に適用され ○三年度税制改正により大きく変更され、さらに

### 図表 5 配当課税の概要(所得税・個人住民税)

		~平成15.3	平成15.4~平成15.12	平成16.1~平成20.3 (19年度改正:平成21.3まで1年延長)	平成20.4~ (19年度改正:平成21.4~)
配	上場株式等の配当等 (注 1) 及び特定株 式投資信託の収益の 分配	総合課税 (20%の源泉徴収〔所 得税〕) 次の課税方式の選択が 可能	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収 〔所得税〕) (注4)	総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%、住民税3%] (19年度改正:平成21.3まで1年延長)	総合課税又は確定申 告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%、住民 税5%〕
当	非上場株式等の配当 等(注1)	○源泉分離選択課税 (注2) (35%の源泉徴収〔所	(2	総 合 課 税 10%の源泉徴収〔所得税	))
所	1回の支払配当 の金額が10万円 を配当計算期間 であん分した金 額以下のもの	得税〕) 一確定申告不要(注3) (20%の源泉徴収〔所 得税〕)		合課税又は確定申告不 0%の源泉徴収〔所得税	
得	公募株式投資信託の 収益の分配等	源泉分 (20%の源泉徴収〔所得	離 課 税 税15%、住民税 5 %])	総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収) (所得税7%、住民税3%) (19年度改正:平成21.3まで1年延長)	総合課税又は確定申 告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%、住民 税5%)

- (注) 1. 平成15年4月以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、発行済株式総数の5%以上の株式等に係るものに対する課税は、非上場株式等の配当等に対する課税と同じである。
  - 等にはるものに対する味がは、非工場体式等の配当等に対する味がと同じてのる。 2. 発行済株式総数の5 %未満の株式等に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1 50万円)未満のものについて適田がある。また、個人住民税は総合建税
- 4. 平成15年4月~平成15年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。 (出所) 財務省財務総合政策研究所編(2007)78頁より作成

税又は申告不要 株式等の配当(大口以外) 式等に係る配当所得の源泉分離選択課税 である。二つ目は上場株式等の配当等に対する源 る申告不要の特例の適用上限額が撤廃された された。 類の課税方法が存在した。 末までは保有割合や支払配当の金額によって三種 止されたことである。これらの変更により、 の源泉徴収 泉徴収税率が変更されたことである。三つ目は株 **宝** 五 % (二)%の源泉徴収 まず株式等の配当に注目する。 二〇〇三年三月 一〇〇三年度税制改正では三つの点で変更が の源 まず一つ目は上場株式等の配当所得に係 の また上場株式等の配当(大口以外)等以 ※泉徴収 源 泉徴 所得税〕 時限的に 〔所得税〕)、 収 (所得税) 所得 が二〇〇三年三月末で廃 等の課税方法は総合課 つまり、 税〕、 源泉分離選択 % である。 の 確定申告不 総合課税 源泉徴収) 宝 五 % 上場 課 تے 税

円を配当計算期間で按分した金額以下のものにつ 式等の配当は、総合課税(二〇%の源泉徴収〔所 外、つまり上場株式等の配当(大口)と非上場株 以外)等以外で、一回の支払配当の金額が一○万 得税〕) になった。 なお上場株式等の配当 (大口 いては総合課税又は申告不要(二〇%の源泉徴収

〔所得税〕) である

の利子などと同様に税率二〇%(所得税一五%、 て見てみよう。二〇〇三年一二月末までは預貯金 続いて公募株式投資信託の収益の分配等につい

住民税五%)の源泉分離課税であった。しかし二

○○四年一月からは上場株式等の配当等と全く同

じ税制になった。つまり、総合課税又は申告不要 (時限的に一〇%の源泉徴収)である。

について説明する。配当控除は課税所得金額が一 ○○○万円以下の場合は配当所得の一二・八% 最後に総合課税される際に適用される配当控除

> ある。 住民税一・四%)を算出税額から控除するもので を超えた部分については六・四%(所得税五% 〈所得税一○%、住民税二・八%)、一○○○万円

## 四 利子課税の実効税率の計測

(1) 総合課税

かるので、そこから各所得階級の所得税の適用限 庁)から各所得階級の一人当たり課税所得額がわ 税務統計から見た申告所得税の実態』(国税

税率とした。地方税については課税所得金額が所 所得をウェイトにして加重平均し、国税分の実効 界税率を求めた。そしてそれを各所得階級の利子 住民税の適用限界税率を求めた。以降は所得税と 得税とは異なるがここでは同一であると仮定し、

同様の手法で計測した。そして国税分と地方税分

(2)

源泉分離課税

税分の実効税率を単純合計することは厳密には正 の実効税率の合計を総合課税における実効税率と した。ここでは国税と地方税の課税所得金額が同 一と仮定したが、本当は異なるので国税分と地方

しくない。なお定率減税については考慮していな

١<u>،</u>

法人の利子所得

利子所得を求めた。

る。そこでまず、以下のような計算により法人の

所得税額控除額一受取配当×源泉徴収税率 0.2

額は以下の式により求めた。

し引き、個人の利子所得を求めた。また、

国税の

そして課税分支払金額から法人の利子所得を差

国税の額=

課税分源泉徴収税額-法人の利子所得×0.15

は、地方税の額を国税の額の三分の一として、同 を国税分の実効税率とした。地方税分について そして国税の額を個人の利子所得で除したもの

様の計算を行った。

に変更されているので二〇〇一、二〇〇二年につ なお配当所得の源泉徴収税率は二○○三年四月

得等の課税状況」のデータを用いた(したがって ている)。 ただし、 そこからわかる利子所得金額 ここでの利子所得には割引債の償還差益も含まれ 国税庁統計年報書』(国税庁)にある「利子所

業の実態』(国税庁) も含まれている。また『税務統計から見た法人企 、課税分支払金額) は個人のほか、 法人の受取分 には法人の支払った利子・

載されており、さらに受取配当額も記載されてい 配当所得の源泉徴収税額が所得税額控除として記

81

泉分離課税に含めている。

(3)

非課税

を実際よりも過少に計測していることになる。 た。したがって二〇〇三年以降の個人の利子所得 仮定により一〇%を適用した。 二〇〇三年につい いては二〇%を二〇〇四、二〇〇五年については てはデータを期間によって按分することで対応し

項目をたてて発生時ベースで実効税率を計測して 岩本他(一九九五)では郵便貯金について別に

いる。しかし本稿では簡単化のため郵便貯金も源

課税が七○%台を占め、残りを非課税分が占める

はほとんどない。また二○○四年までは源泉分離 ある。所得シェアを見ると総合課税の所得シェア を求めた。それらの結果をまとめたのが図表6で を利子所得額で加重平均し、利子課税の実効税率

の所得シェアが低下している。これは所得税額控 という状態が続いた。二〇〇五年に源泉分離課税

いので、非課税制度の影響とは考えられない。 なったためである。非課税制度に大きな変更がな 国税の実効税率について見ると総合課税は二〇

%台半ばで推移している。源泉分離課税は一貫し て名目税率の一五%に近い値である。地方税の実

効税率は、総合課税は約一○%、源泉分離課税は

後で安定しているといえる。 約五%である。利子所得全体の実効税率は国税で ○%前後、地方税で四%弱、 全体では一五%前

(4) 利子課税の実効税率

課税分支払金額」を非課税分の利子所得とした。

の課税状況」にある「老人等非課税、財形貯蓄非

国税庁統計年報書』(国税庁)の「利子所得等

上記の方法により求めた各課税方法の実効税率

除額が非常に大きく個人の利子所得額が小さく 82

## 図表 6 利子課税の実効税率

			総合課税	!税			源泉分離課稅	果税		非課税
年	丁 祖、			実効税率		년 음 1		実効税率		H 治 1
	<b>州待シェノ</b>		国税	地方税		断停シェノ	国税	地方税		<b>州待ンェノ</b>
2001年	0.	0.02	24.40	10.66	35.05	78.52	14.96	4.99	19.94	21.46
2002年	0.		23.91	10.55	34.45	78.51	14.95	4.98	19.93	21.42
2003年	0.		24.23	10.62	34.86	72.55	14.95	4.98	19.94	27.30
2004年	0.		25.11	10.77	35.88	79.19	14.95	4.98	19.93	20.68
2005年	0.39		26.38	11.28	37.66	65.16	15.16	5.05	20.21	34.45
年		#								
	110									
2001年	国税									
	5			合計 15.66						
二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	51 51 1 1 1			合計 15.66 15.68						
2002年 2003年	∞ σ <sub>1</sub> σ <sub>1</sub>			合計 15.66 15.68 14.52						
2002年 2003年 2004年	7 8 5 5			合計 15.66 15.68 14.52						

## 五、配当課税の実効税率の計測

### (1) 総合課税

利子課税の場合と同じ方法で各所得階級の適用

定率減税については考慮していない。を考慮しながら税額を算出し、それを配当所得でから、ここでも国税分と地方税分の実効税率を単純合計することは厳密には正しくない。なおを単純合計することは厳密には正しくない。なおを単純合計することは厳密には正しくない。なおを単純合計することは厳密には正しくない。なおを明税率を求めた。そして一人当たり配当控除額

(2) 源泉分離選択課税

ては、源泉分離(選択)課税適用分の中で、「利得の課税状況」のデータを用いた。国税分につい『国税庁統計年報書』(国税庁)にある「配当所

法は二〇〇三年三月で廃止されているので二〇〇た実効税率が適用されるものとした。この課税方税率を求めた。地方税は総合課税なので先に求め配、特定証券投資法人の投資口の配当等」に区分益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分

③ 証券投資信託の収益の分配(源泉分離課税)四年以降は計測していない。

こうる「己当斤导の果兑犬兄」のデータを用国税分については、『国税庁統計年報書』(国税

信託の収益の分配」に区分されている源泉徴収税私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資い、源泉分離(選択)課税適用分の中で「公募、庁)にある「配当所得の課税状況」のデータを用

分の実効税率は国税分の三分の一とした。この課額を支払金額で除して実効税率を求めた。地方税

税制度が存在したのは二〇〇三年一二月末までな

ので二○○四年以降は計測していない。

(4) 源泉分離課税 (確定申告不要)

国税庁統計年報書』(国税庁)にある「配当所

る。また総合課税の源泉徴収分も含まれている。 からわかる配当所得金額のうち、一般課税分につ 得の課税状況」のデータを用いた。ただし、そこ いては個人のほか、法人の受取分も含まれてい 『税務統計から見た法人企業の実態』(国税庁) か

での配当所得とした。税率については仮定によ 得がわかるので、これらを差し引いたものをここ ら法人の受取配当額が、『税務統計から見た申告

所得税の実態』(国税庁) から申告所得の配当所

り、国税は二〇〇一年~二〇〇三年三月までは二 ○%、二○○三年四月~一二月までは一○%、二 ○○四年以降は七%とした。また地方税は、二○

○四年以前は非課税、以降は三%とした。した

がって二〇〇三年四月以降の計測では国税分の実 を過大に計測していることになる。 効税率を実際よりも過少に、地方税分の実効税率

**(5)** 配当課税の実効税率

を求めた。それらの結果をまとめたのが図表7で を配当所得額で加重平均し、配当課税の実効税率 上記の方法により求めた各課税方法の実効税率

シェアは二〇〇一、二年では一七%台であった ある。まず所得シェアを見ると総合課税の所得

が、二○○三年には一○%弱になり、源泉分離選

三一%に拡大した。しかし二〇〇五年には四・八 択課税などが完全に廃止された二〇〇四年には約

%となった。二○○四年に所得シェアが激増した 適用される所得額が小さくなったためである。た のは法人の受取配当額が大きく、源泉分離課税が

だし総合課税が適用される所得の額は二〇〇五年

### 証券レビュー 第47巻第7号

2005年 2004年  $4 \sim 12 月$ 2003年 2002年 2005年 2004年  $4 \sim 12$ 月 2003年 2002年 2001年 2001年  $1\sim3$ 月  $\sim 3~\mathrm{H}$ 併 併 所得シ 所得 4 95.2069.31 77.67 69.0530.6917.37 17.564.80Н Н Y Y 源泉分離課稅 20.00 28.3528.0628.0128.3220.00 国党 28.09国税 10.00 20.00 7.00 7.00 実効税率 実効税率 地方税 地方税 11.03 11.00 11.02 10.9210.953.003.000.000.000.000.0038.9620.00 39.3738.9839.3510.0010.0020.00 39.0912.50所得シ 13.46 14.58国党 8.034.38 3.00 Н 実効税率 地方税 2.86 2.66ယ ပ . 39 .43 35.0035.0035.00国税 11.41 16.36 18 実効税率 . 89 地方税 11.03 11.00 10.9545.9546.0346.00所得シ 9.21 ~ Н . 91 Y 14.97 国税 15.00 15.07 実効税率 地方税 5.005.02

証券投資信託

総合課税

図表 7

配当課税の実効税率 源泉分離選択課稅

19.96

20.09 %、証券投資信託は一五%で安定している。地方 %台で推移している。源泉分離選択課税は三五 う 止されたからである。証券投資信託は一〇%前後 アが小さいがその理由は同年三月でこの制度が廃 それほど大きくない。特に二〇〇三年に所得シェ 見ると総合課税の所得シェアは減少傾向にあると 利な配当所得が増加したことが考えられるだろ 注意深く検討しなければならないが、一因として のが源泉分離課税で、ほぼ七○%台で推移し、二 いえる。一方、源泉分離選択課税の所得シェアは 税制改正により、申告不要制度を選択した方が有 の所得シェアであった。所得シェアが最も大きい より二○○四年の方が小さい。二○○四年以外を ○○五年の所得シェア急増についてはその要因を ○○五年には九五・二%にまで上昇している。二 国税の実効税率について見ると総合課税は二八

これは所得シェアの大きい源泉分離課税に対し軽五%で安定している。配当所得全体の実効税率は選択課税ももちろん約一一%、証券投資信託は約選択課税ももちろん約一一%、証券投資信託は約税の実効税率は、総合課税は約一一%、源泉分離

### 六、考察

減税率が適用されているためと考えられる。

総合課税における実効税率

(1)

額、そして人数を所得階級別に示したものであ年の申告所得税について配当所得の税率、所得中していることが一因である。図表∞は二○○五くなっている。これは配当所得が高所得者層に集合計)を比較すると一貫して配当課税の実効税率総合課税における利子・配当課税の実効税率

### 証券レビュー 第47巻第7号

図表 8 配当所得の人数・所得シェア (2005年)

100.00	473152	100.00	333314			#
57.32	271195	4.28	14268	43.60	50	5,000万円超
13.25	62672	5.40	18009	43.60	50	5,000万円〃
9.13	43186	6.92	23080	43.60	50	3,000万円〃
5.40	25536	6.66	22207	35.96	43	2,000万円〃
3.19	15117	5.76	19202	35.32	43	1,500万円〃
1.75	8262	4.65	15510	24.68	33	1,200万円〃
1.87	8870	6.38	21278	17.20	30	1,000万円〃
1.06	5028	4.36	14516	17.19	30	800万円〃
1.15	5441	5.26	17532	17.20	30	700万円〃
1.16	5496	6.38	21256	17.19	30	600万円〃
1.15	5436	7.87	26218	7.19	20	500万円〃
1.23	5822	10.14	33804	7.20	20	400万円〃
0.74	3493	6.67	22221	2.21	15	300万円〃
0.74	3519	7.65	25496	2.20	15	250万円〃
0.50	2343	5.99	19971	2.22	15	200万円〃
0.26	1233	3.78	12598	2.23	15	150万円〃
0.06	292	1.26	4188	2.29	15	100万円〃
0.04	209	0.59	1960	2.14	15	70万円以下
%	百万円	%	>	%	%	
配当所得シェア	配当所得額	人数シェア	人員	(国税+地方税)	(国税+地方税)	1 H 1 2 H 1 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

六・六%である。したがって実際に高い実効税率は七九・七%なのに対し、人数シェアはわずか一三・六%)が適用される個人の配当所得のシェアる。これによると限界税率五○%(実効税率四

策研究センター編(二〇〇三、一五三頁)は二〇とができる(日本総合研究所調査部経済・社会政に直面する個人の数はそれほど多くないというこ

○○年度の配当所得のデータを用いて、「一見す

ちなみに利子所得の場合、限界税率五○%が適用重とはいえないことがわかる」と指摘している)。

税の人数シェアをみる限りでは税負担が一様に過ると利子所得よりも高い印象を受けるが、総合課

人数シェアは一八・七%である。

される個人の利子所得のシェアは四三・〇八%、

本稿では税率に仮定を設けて、近年の利子・配② 二〇〇三年度税制改正の影響

配当課税の実効税率は二〇〇三年度税制改正以り、利子課税の実効税率は安定していた。一方、利子課税に関する大きな改正がなかったこともあ当課税の実効税率を計測した。分析対象期間中に

降、一〇%台に低下していた。

ていない。したがって実際に税制改革後も多くの当所得の所得シェアについては仮定の影響を受けでは実際の税制改正の影響はどうだろうか。配

はないにしても低下しているものと考えられる。ので、配当所得全体の実効税率も計測結果ほどで

る。さらにその一部は軽減税率を適用されている割合の配当所得が源泉分離課税の適用を受けてい

みよう。図表5、6のそれぞれの下段にある最後に利子と配当の実効税率格差について見て

格差がわかる。それによると二〇〇四年までは配ることにより、利子所得と配当所得の実効税率の「計」という項目の実効税率の合計の欄を比較す

方が高くなっている。したがって実際にも計測結	して二○○五年には逆に一・九一だけ利子所得の	三年では一・八四、二○○四年では三・○六、そ	○二年では八・八二ポイントであったが、二○○	当課税の実効税率が上回っている。その差は二〇
絽	1 <del>寸</del> の	そ	$\otimes$	$\overline{\bigcirc}$

湯元健治編著(二〇〇三)『税制改革のグランドデザイン』生 産性出版 ○三)『税制・社会保障の基本構想』日本評論社

(やまだ ただお・当研究所研究員

り、厳密に両者を比較するには法人段階まで考慮 個人段階での議論である。周知のとおり配当に関 差が縮小している可能性が高い。ただし、以上は 果ほどではないにしても税制改革後に実効税率の しなければならない。 しては法人税と個人所得税の二重課税の問題があ

(参考文献)

岩本康志・藤島雄一・秋山典文(一九九五)「利子・配当課税 の評価と課題」『フィナンシャル・レビュー』第三五号、二

七一五〇頁

日本総合研究所調査部経済・社会政策研究センター編(二〇 第六六〇号

財務省財務総合政策研究所編(二〇〇七)『財政金融統計月

90